

資料編 2

☆所得の補足・各種控除の説明

所得の補足

◆給与等の収入から所得金額を計算する方法について

ご自身の給与の収入金額の合計額を、下記の表1の該当する金額に当てはめて計算してください。

表1

給与等の収入金額	給与所得の金額
～ 650,999 円	0 円
651,000 円～1,899,999 円	収入金額 - 650,000 円
1,900,000 円～3,599,999 円	A × 2.8 - 80,000 円
3,600,000 円～6,599,999 円	A × 3.2 - 440,000 円
6,600,000 円～8,499,999 円	収入金額 × 0.9 - 1,100,000 円
8,500,000 円～	収入金額 - 1,950,000 円

※ A = 収入金額 ÷ 4 (千円未満切捨て)

○前年中の給与等の収入金額が850万円を超える方で、次のイ、ロ、ハに該当する方は、給与等の収入金額(1,000万円を超える場合は1,000万円)から850万円を控除した金額の10%に相当する金額が給与所得の金額から控除されます。

- イ 本人が特別障害者に該当する場合
- ロ 年齢が23歳未満の扶養親族がいる場合
- ハ 特別障害者である同一生計配偶者又は扶養親族がいる場合

○給与所得と年金所得の双方がある場合は、それぞれの所得(それぞれ10万円を限度)を合計した額から10万円を差し引いた残額が給与所得の金額から控除されます。

◆公的年金等の収入から所得金額を計算する方法について

ご自身の公的年金等の収入金額の合計額を、下記の表2に該当する金額に当てはめて計算してください。年齢、公的年金等の収入金額、公的年金等に係る雑所得以外の所得によって、計算式が異なりますので、ご注意ください。

表2 ※B = 公的年金等の収入金額

65歳未満の方 (昭和36年1月2日以後に生まれた方)	公的年金等に係る雑所得以外の合計所得金額		
公的年金等の収入金額	1,000万円以下	1,000万円超 2,000万円以下	2,000万円超
～ 1,299,999 円	B - 600,000 円	B - 500,000 円	B - 400,000 円
1,300,000 円～4,099,999 円	B × 0.75 - 275,000 円	B × 0.75 - 175,000 円	B × 0.75 - 75,000 円
4,100,000 円～7,699,999 円	B × 0.85 - 685,000 円	B × 0.85 - 585,000 円	B × 0.85 - 485,000 円
7,700,000 円～9,999,999 円	B × 0.95 - 1,455,000 円	B × 0.95 - 1,355,000 円	B × 0.95 - 1,255,000 円
10,000,000 円以上	B - 1,955,000 円	B - 1,855,000 円	B - 1,755,000 円

65歳以上の方 (昭和36年1月1日以前に生まれた方)	公的年金等に係る雑所得以外の合計所得金額		
公的年金等の収入金額	1,000万円以下	1,000万円超 2,000万円以下	2,000万円超
～ 3,299,999 円	B - 1,100,000 円	B - 1,000,000 円	B - 900,000 円
3,300,000 円～4,099,999 円	B × 0.75 - 275,000 円	B × 0.75 - 175,000 円	B × 0.75 - 75,000 円
4,100,000 円～7,699,999 円	B × 0.85 - 685,000 円	B × 0.85 - 585,000 円	B × 0.85 - 485,000 円
7,700,000 円～9,999,999 円	B × 0.95 - 1,455,000 円	B × 0.95 - 1,355,000 円	B × 0.95 - 1,255,000 円
10,000,000 円以上	B - 1,955,000 円	B - 1,855,000 円	B - 1,755,000 円

※ 遺族年金・障害年金は非課税所得のため、この公的年金等の収入には加えないでください。

各種所得控除

本人対象の控除

●ひとり親控除・寡婦控除（控除額：表3）

それぞれ、以下の条件を全て満たした場合に適用されます。

表3

ひとり親	条件1. 現に婚姻をしていない。又は配偶者の生死が明らかでない。 条件2. 生計を一にする子（前年の総所得金額等の合計額が 58万円以下）がいる。 条件3. 前年の合計所得金額が 500万円以下である。 条件4. 事実上婚姻関係と同様の事情があると認められる者がいない。	控除額 30万円
	条件1. ①夫と離婚した後婚姻をしていない方で子以外の扶養親族がいる。②夫と死別した後婚姻をしていない、又は夫の生死が明らかでない。→①か②のいずれかに該当する。	
	条件2. 前年の合計所得金額が 500万円以下である。	
	条件3. 事実上婚姻関係と同様の事情があると認められる者がいない。	

●勤労学生控除

あなたが大学、高校、各種学校の学生又は生徒で、自己の勤労に基づく給与所得等があり、合計所得金額が 85万円以下の場合に受けられる控除です。ただし、勤労によらない所得（不動産、利子、配当、譲渡等）が 10万円を超える場合は対象となりません。（控除額 26万円）

●障害者控除（控除額：表4）

表4

① 身体障害者手帳（3級以下）、愛の手帳（療育手帳）（3度以下）、精神障害者保健福祉手帳（2級以下）の交付を受けている場合等 = 普通障害者	控除額 26万円
② 身体障害者手帳（1・2級）、愛の手帳（療育手帳）（1・2度）、精神障害者保健福祉手帳（1級）の交付を受けている場合等 = 特別障害者	控除額 30万円

障害者手帳が交付されていなくても、65歳以上で身体障がい者又は知的障がい者に準ずると福祉事務所長の認定を受けている（町田市高齢者支援課にて「障害者控除対象者認定書」が発行されている）方等は控除の対象になります。

●社会保険料控除

令和7年中に、あなたやあなたと生計を一にする配偶者及びその他の親族が負担することになっている介護保険料※、国民健康保険税（料）※、後期高齢者医療保険料※、国民年金保険料等を支払った場合にその支払った全額が控除されます。

※あなた以外の方が受取る年金から天引き（特別徴収）されている支払分は除く。

●小規模企業共済等掛金控除

あなたが小規模企業共済法による共済契約の掛金、心身障害者扶養共済制度の掛金や確定拠出年金法に規定する個人型年金加入者掛金・企業型年金加入者掛金を令和7年中に支払った場合にその支払った全額が控除されます。

●生命保険料控除（控除額：表5）

あなたやあなたと生計を一にする配偶者及びその他の親族が受取人になっている生命保険契約等で、あなたが令和7年中に支払った一般の生命保険料・個人年金保険料・介護医療保険料（介護医療保険料は平成24年1月1日以後契約分）に対して、下記の金額が控除されます（上限7万円）。

表5

	支払保険料	控除額		支払保険料	控除額
新契約	～12,000円	支払保険料全額	旧契約	～15,000円	支払保険料全額
	12,001円～32,000円	支払保険料×1/2+6,000円		15,001円～40,000円	支払保険料×1/2+7,500円
	32,001円～56,000円	支払保険料×1/4+14,000円		40,001円～70,000円	支払保険料×1/4+17,500円
	56,001円～	28,000円		70,001円～	35,000円

新契約：平成24年1月1日以後に締結した生命保険契約・個人年金保険契約・介護医療保険契約

旧契約：平成23年12月31日以前に締結した生命保険契約・個人年金保険契約

※一般的生命保険料控除と個人年金保険料控除について、新契約と旧契約の両方を契約されている方は、各控除ごとに、①新契約のみ、②旧契約のみ、③新旧両契約合算の3通りのいずれかで申告を選択できます（③を選択される場合は、新契約と旧契約それぞれ計算した控除額の合計額が申告額となります。限度額は28,000円です。また、②旧契約のみの方が、控除額が高くなる場合があります）。

●地震保険料控除（控除額：表6）

あなたが令和7年中に支払った地震保険料・旧長期損害保険料（平成18年12月31日までに締結した長期損害保険契約等に係る保険料又は掛金）に対して下記の金額が控除されます。

表6

	支払った保険料の区分	控除額		
①	地震保険料等に係る契約のすべてが地震等損害により保険金や共済金が支払われる損害保険契約等に該当する場合	その年中に支払った地震保険料の1/2（限度額25,000円）		
②	地震保険料等に係る契約のすべてが長期損害保険契約等に該当する場合	旧長期損害保険料の金額の合計額	～5,000円	支払った保険料の全額
			5,001円～15,000円	支払った保険料の合計額×1/2+2,500円
			15,001円～	10,000円
③	地震保険と旧長期損害保険それぞれに加入している場合	①と②それぞれの方法で計算した金額の合計額（限度額25,000円）		
④	一つの損害保険契約で地震保険と旧長期損害保険のいずれにも該当する場合	地震保険料控除と旧長期損害保険料控除のどちらか一方を選択して計算した控除額（限度額25,000円）		

●基礎控除（控除額：表7）

あなたの合計所得金額が2,500万円以下の場合に適用される控除です。

表7

合計所得金額	控除額
2,400万円以下	43万円
2,400万円超～2,450万円以下	29万円
2,450万円超～2,500万円以下	15万円
2,500万円超	適用なし

●雑損控除

あなたや令和7年分の総所得金額等が一定金額以下の配偶者及びその他の親族で生計を一にする方が有する資産について盗難、災害、横領等による損失が生じた場合に対象となる控除です。

控除額＝次の①②のうち大きい額

① 差引損失額－（総所得金額等×10%）

損失金額－保険金等で補てんされる金額＝差引損失額

②差引損失額のうち災害関連支出の金額－5万円

●医療費控除

あなたやあなたと生計を一にする配偶者及びその他の親族のために、あなたが令和7年中に支払った医療費又は特定一般用医薬品等購入費が一定額を超えた場合に対象となる控除です（「従来の医療費控除」と「セルフメディケーション税制に係る控除」のいずれかを選択することとなります。）。

- ① 従来からの医療費控除（限度額 200万円）

$$\text{控除額} = (\text{医療費}) - (\text{保険金等で補てんされる金額}) - (10\text{万円又は総所得金額等の5%のいずれか少ない方の金額})$$

- ② セルフメディケーション税制に係る控除（限度額 8万8千円）

$$\text{控除額} = (\text{特定一般用医薬品等購入費}) - (\text{保険金等で補てんされる金額}) - (1\text{万2千円})$$

※領収書の添付又は提示では申告することはできません。控除の明細書が必要ですので、同封の様式をご利用ください。

医療費控除明細書の提出が無い場合は、医療費控除の適用を認められない場合があります。

扶養親族等

●配偶者控除（控除額：表8）

あなたが、配偶者を扶養していた場合に受けられる控除です。配偶者の合計所得金額が58万円以下（給与収入のみの場合 123万円以下、公的年金収入のみの場合は 65歳未満では 118万円以下、65歳以上では 168万円以下）であることが必要です。また、納税者本人の合計所得金額が900万円を超えると控除額が遞減し、1,000万円を超えると配偶者控除の適用を受けることができません（表8参照）。

なお、同一生計配偶者^{*}に係る障害者控除については、納税者本人の合計所得金額に関わらず、適用を受けることができます。

表8

納税者の合計所得金額		900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下
控除額	配偶者控除	33万円	22万円	11万円
	老人配偶者控除	38万円	26万円	13万円

（注1）所得税の控除額とは異なります。（注2）老人配偶者（70歳以上（昭和31年1月1日以前生まれの方））

※同一生計配偶者とは、納税者と生計を一にする配偶者（青色事業専従者として給与の支払いを受ける人及び白色事業専従者を除きます。）で、前年中の合計所得金額が58万円以下の者をいいます。

●配偶者特別控除（控除額：表9）

あなたの合計所得金額が1,000万円以下で、配偶者の合計所得金額が58万円超133万円以下の場合に受けられる控除です。また、配偶者控除と同様に、納税者本人の合計所得金額が900万円を超えると控除額が递減し、1,000万円を超えると配偶者特別控除の適用を受けることができません（表9参照）。

表9

納税者の合計所得金額	900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下
配偶者の合計所得金額	控除額		
58万円超 95万円以下	33万円	22万円	11万円
95万円超 100万円以下	31万円	21万円	11万円
100万円超 105万円以下	26万円	18万円	9万円
105万円超 110万円以下	21万円	14万円	7万円
110万円超 115万円以下	16万円	11万円	6万円
115万円超 120万円以下	11万円	8万円	4万円
120万円超 125万円以下	6万円	4万円	2万円
125万円超 130万円以下	3万円	2万円	1万円
130万円超 133万円以下			

●特定親族特別控除

生計を一にする 19 歳以上 23 歳未満の親族（配偶者、青色事業専従者として給与の支払を受ける人及び白色事業専従者を除く）の合計所得金額が 58 万円超 123 万円以下の場合に受けられる控除です。（表 10 参照）。

表 10

特定親族の合計所得金額 (収入が給与だけの場合の収入金額)	控除額
58 万超 85 万円以下 (123 万円超 150 万円以下)	
85 万超 90 万円以下 (150 万円超 155 万円以下)	45 万円
90 万超 95 万円以下 (155 万円超 160 万円以下)	
95 万超 100 万円以下 (160 万円超 165 万円以下)	41 万円
100 万超 105 万円以下 (165 万円超 170 万円以下)	31 万円
105 万超 110 万円以下 (170 万円超 175 万円以下)	21 万円
110 万超 115 万円以下 (175 万円超 180 万円以下)	11 万円
115 万超 120 万円以下 (180 万円超 185 万円以下)	6 万円
120 万超 123 万円以下 (185 万円超 188 万円以下)	3 万円
123 万円超 (188 万円超)	適用なし

●扶養控除・16 歳未満の扶養親族

あなたが、16 歳以上の親族を扶養していた場合に受けられる控除です。対象となる親族の合計所得金額が 58 万円以下であることが必要です。16 歳未満の方は控除額がありません。

- 一般扶養（控除額 33 万円） 16 歳以上 19 歳未満（平成 19 年 1 月 2 日～平成 22 年 1 月 1 日生まれの方）
23 歳以上 70 歳未満（昭和 31 年 1 月 2 日～平成 15 年 1 月 1 日生まれの方）
- 老人扶養（控除額 38 万円） 70 歳以上（昭和 31 年 1 月 1 日以前生まれの方）
- 特定扶養（控除額 45 万円） 19 歳以上 23 歳未満（平成 15 年 1 月 2 日～平成 19 年 1 月 1 日生まれの方）
- 同居老親等（控除額 45 万円） あなたやあなたの配偶者が、老人扶養親族である直系の尊属（父母・祖父母等）と常に同居している場合
- 年少扶養（控除額 0 円） 16 歳未満（平成 22 年 1 月 2 日以降生まれの方）

●障害者控除

扶養親族が障害者控除の対象となる場合は本人対象の控除と同様の控除が受けられます（本人対象の控除：表 4 参照）。なお、扶養親族が特別障害者であなた又はあなたと生計を一にする他の親族と同居を常況としている場合は、53 万円の控除が受けられます（同居特別障害者控除）。

各種税額控除

寄附金に関する事項

あなたが令和 7 年中に年間 2 千円を超える寄附（控除の対象となる寄附先に限る）をした場合、税額から控除されます。

■控除の対象となる寄附先

- | | |
|---------------------------|------------------------------|
| ①都道府県・市区町村に対する寄附金（ふるさと納税） | ②住所地の都道府県共同募金会、住所地の日本赤十字社の支部 |
| ③都道府県が条例で指定した団体（社会福祉法人等） | ④市区町村が条例で指定した団体（社会福祉法人等） |

※東日本大震災等の日本赤十字等の募金団体への寄附金の場合でも、最終的に地方公共団体等へ拠出される場合は、①ふるさと納税に該当する場合があります。該当するかどうかは各募金団体へ確認してください。

※②の寄附金については、寄附の種類によって控除額が異なります。

■寄附金税額控除の計算方法

控除額 $a = ($ 寄附金の合計額と総所得金額等の 30% のいずれか少ない方の金額 - 2 千円 $) \times$ 控除率 10% (市民税 6%、都民税 4%)

※ただし、都又は市の一方のみが条例で指定した団体への寄附については、該当する一方の控除率のみを適用

【ふるさと納税】上記控除額 a に下記の特例控除額が加算されます。

特例控除額 $b = ($ 地方公共団体への寄附金額 - 2 千円 $) \times [90\% - (0\sim45\% \text{ (寄附者に適用される所得税の限界税率)}) \times 1.021 \text{ (復興特別所得税率)}]$ (市民税・都民税の所得割額の 20% を限度)

住宅借入金等特別税額控除に関する事項

令和 7 年分の所得税において住宅借入金等特別控除の適用を受けている方で、かつ所得税から控除しきれなかった住宅借入金等特別控除額がある方は下記の額が税額から控除されます。

■住宅借入金等特別税額控除の計算方法 ①と②のいずれか少ない方の金額

- ① 「所得税の住宅借入金等特別控除額」 – 「令和 7 年分の所得税額（住宅借入金等特別控除前）」
- ② 令和 7 年分の所得税における「課税総所得金額」「課税退職所得金額」「課税山林桿所得金額」の合計額の 5%（限度額 97,500 円）

※平成 26 年 4 月～令和 3 年 12 月までに入居し、かつ消費税率 8% 又は 10% が適用された住宅取引の場合は 7%（限度額 136,500 円）

配当割額控除額

令和 7 年中に配当割（税率 5%）が特別徴収された特定配当等について申告した場合は、特別徴収された配当割（5%）を税額から控除又は充当・還付します。

譲渡割額控除額

令和 7 年中に譲渡割（税率 5%）が特別徴収された譲渡所得等について申告した場合は、特別徴収された譲渡割（5%）を税額から控除又は充当・還付します。